

(趣旨)

第1条 佐賀県こども計画の策定及びこれに基づく措置の実施並びにこども基本法（令和4年法律第77号）第2条に定めるこども施策の総合的かつ計画的な推進に関し、意見交換等を行うために、佐賀県こども施策推進協議会（以下「こども施策協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 こども施策協議会は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び各界の代表者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 こども施策協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 こども施策協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(部会)

第5条 会長は、こども施策協議会の円滑な運営を図るため、こども施策協議会の承認を得て、部会を設置することができる。

2 部会は、委員の中から会長が指名する者のほか、必要に応じ会長が委嘱する者をもって組織する。

(庶務)

第6条 こども施策協議会及び部会の庶務は、健康福祉部男女参画・こども局こども未来課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、こども施策協議会及び部会の運営等に関しその他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。

附 則

この要綱の策定をもって、佐賀県次世代育成支援対策地域協議会設置要綱を廃止する。